オレンジレジストリ試料・情報利用についての遵守事項
（平成 29 年 8 月 3 日）

オレンジレジストリ試料・情報利用に際し、申請者およびその共同研究者または論文執筆グループメンバーが遵守すべき事項を定める。

1. 試料・情報をオレンジレジストリ運営委員会にて承認された研究計画以外に利用しないこと。その他の目的での利用を希望する場合には改めて申請を行うこと。

2. 試料・情報を研究目的以外に利用しないこと。

3. 試料・情報は申請者が厳重な注意をもって管理する義務がある。試料・情報の全体または一部を複製したもの、あるいはそれを復元することができる試料・情報を、第三者に閲覧させたり、譲渡・貸与したりしないこと。共同研究者または論文執筆グループメンバーへの試料・情報の閲覧は必要最小限とし、その者にもここに述べる遵守すべき事項を守らせること。

4. 利用者は次の各号に挙げる事項に該当する事由が生じた場合は、速やかにオレンジレジストリ運営委員会に届けること。
   (1) 試料・情報利用を中止するとき。
   (2) 利用申請書の記載事項に変更が生じたとき。

5. オレンジレジストリ試料・情報を利用して実施した研究を発表する際、もしくは関連した知的財産権申請・登録の際には、オレンジレジストリ試料・情報利用に関する細則に定められた手順に従わなければならない。

6. これらの遵守事項に違反した場合は、試料・情報利用の承認が取り消され、以降の申請者およびその所属施設等における利用が認められなくなることがある。承認が取り消された場合、申請者は速やかに試料・情報を返還し、複製およびこれを加工して得られた試料・情報のすべてを破棄しなければならない。

7. 本遵守事項はオレンジレジストリ運営委員会委員の 2/3 以上の承認をもって変更することができる。